当地祝日(5月31日及び6月3日)における外出禁止措置の施行について

5月30日、トリニダード・トバゴ政府は、新型コロナウイルス感染拡大を受け、当地祝日(5月31日及び6月3日)における新たな外出禁止措置を発表し、両祝日とも、午前5時から同10時までの時間を除き、外出禁止措置とする旨決定しました。

なお、当国政府は、外出禁止措置の対象とならない時間帯においても、不要不 急の外出は避けるよう注意喚起しており、また、現行の夜間外出禁止措置は変更 なく継続実施となっておりますのでご注意下さい。

4月以降、新型コロナウイルス感染者数が急増しております。手洗い、マスクの着用(着用義務有り)等を徹底し、感染予防に努めてください。

(参考)

政府IP

http://laws.gov.tt/ttdll-web/revision/bylegalnotice

保健省HP

https://health.gov.tt/

(問い合わせ先)

在トリニダード・トバゴ日本国大使館(アンティグア・バーブーダ、セントクリストファー・ネービス、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、スリナム、ガイアナを兼轄)

住所:5 Hayes Street、St. Clair、 Port of Spain、 Trinidad and

Tobago, W. I. (P. 0. Box1039)

電話: 628-5991 国外からは(国番号 1-868) 628-5991 FAX: 622-0858 国外からは(国番号 1-868) 622-0858

ホームページ: https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

E-mail: ryouji@po. mofa. go. jp